

板倉町告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成27年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月5日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成27年6月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄 君	2 番	針ヶ谷 稔 也 君
3 番	本 間 清 君	4 番	亀 井 伝 吉 君
5 番	島 田 麻 紀 さん	6 番	荒 井 英 世 君
7 番	今 村 好 市 君	8 番	小 森 谷 幸 雄 君
9 番	延 山 宗 一 君	1 0 番	黒 野 一 郎 君
1 1 番	市 川 初 江 さん	1 2 番	青 木 秀 夫 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成27年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年6月9日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 平成26年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について
日程第 4 報告第 2号 平成26年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について
日程第 5 報告第 3号 平成26年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について
日程第 6 報告第 4号 平成27年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について
日程第 7 議案第34号 板倉町介護保険条例の一部改正について
日程第 8 議案第35号 群馬東部水道企業団の設立について
日程第 9 議案第36号 町道路線の廃止について
日程第10 議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第13 発議第 1号 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会の設置について
日程第14 発議第 2号 板倉高校教育環境対策特別委員会の設置について
日程第15 発議第 3号 議会広報特別委員会の設置について
日程第16 陳情第 3号 町道7104号線の現道整備について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄君	2番	針ヶ谷稔也君
3番	本間清君	4番	亀井伝吉君
5番	島田麻紀さん	6番	荒井英世君
7番	今村好市君	8番	小森谷幸雄君
9番	延山宗一君	10番	黒野一郎君
11番	市川初江さん	12番	青木秀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君

総務課長	根	岸	一	仁	君
企画財政課長	小	嶋		栄	君
戸籍税務課長	丸	山	英	幸	君
環境水道課長	荻	野	恭	司	君
福祉課長	小	野	田	博	君
健康介護課長	落	合		均	君
産業振興課長	橋	本	宏	海	君
都市建設課長	高	瀬	利	之	君
会計管理者	山	口	秀	雄	君
教育委員会 教務局長	多	田		孝	君
農業委員会 農務局長	橋	本	宏	海	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根	岸	光	男
庶務議事係長	川	野	辺	晴
行政安全係長兼 議事事務局書記	小	林	桂	樹

開 会 （午前 8時57分）

○開会の宣告

○議長（青木秀夫君） おはようございます。

ただいまから告示第62号をもって招集されました平成27年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長（青木秀夫君） 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜りまして、まことにご苦労さまであります。

当地域では、5月初旬から史上最多と言われましたが、26日間夏日を記録したそうではありますが、ここに来て、今日もそうですが、ようやく梅雨らしい天気になってまいりました。田植えも終盤戦に入り、晴天を見計らって、これから小麦の収穫等々始まろうとしておりますし、また当町の大きな経営形態といいますか、施設キュウリももう一踏ん張りということで、農家の皆様も多忙な毎日を送っておられると思っております。

そんな中、海外ではこのところネパールあるいはマレーシア等々で大地震が発生し、当関東近辺でも多く発生しておるところであります。今朝もあったようでございますが、東京の直下型と言われて久しいわけですが、いつか来るだろうということに連鎖する震源地かと思えるような大きな規模のものもこの間あたりはあったようであります。そういう意味では不安が増大をしている昨今だと思っております。

加えて、ご承知のように日本列島を縦に走る帯状の火山も、御嶽山あるいは口永良部島、ずっと桜島も噴火し続けておりますし、県内の白根山や大涌谷あるいは蔵王、その他の活火山の活性化も見られるということで、気象庁の観測体制も強化されている状況が報じられております。

そのような中、記憶に新しい、昨年修学旅行中の韓国客船沈没事故が大きく報道されたわけですが、先週は海外旅行の長江の三峡下りで有名な中国の客船転覆事故、連日報道されておりました、またそれとは別に沖縄空港で自衛隊ヘリと民間機2台ともニアミスの事案の発生等々世界各地で自然災害あるいは人的ミスによる災害、そして災害になりそうな大きないわゆるミス等々新聞、マスコミ各紙連日報道されているところあります。

また、話は変わるのですが、4月に館林において発見された足利市老女の死体遺棄事件に関連して、千代田町で発見された当町町民の所有である軽自動車について、所有者の行方、安否等も含め、事件の関連についてもいまだ特定をされず、複数のマスコミから時折取材の要請を受ける状況が続いておりました、ご家族の心境もお察し申し上げながらも、早期の事件の概要判明あるいは解決に期待をいたすところあります。

他方、国は新年度に入り、昨年増田元総務大臣率いる日本創成会議の発表した東京都一極集中問題、それが人口減少問題あるいは消滅可能性自治体というようなことをつくり出しているという論理であります、

その問題に対して、地方創生まち・ひと・しごとの大看板を掲げながら、具体的政策展開を国から地方が求められておりまして、各自治体においては、苦慮しながらもみずからの問題として捉え、近隣自治体との意見交換や情報のやりとり等も含めながら、真剣に取り組みつづける現状であります。

しかし、6月6日、つい二、三日前ではありますが、上毛新聞トップ見出し「赤ちゃん最少1万4,522人」とありましたような、自然減ペースは8年ぶりに縮小したとはいえ、同年の年間死亡者2万1,442人と対比しますと、約7,000人弱、7,000人の人口減ペースの勢いは大きく変わっていないとの分析でありまして、人口問題あるいは人口問題対策の難しさをあらわしていようかと言えらると思えます。当町におきまして、生まれてくる方がおおむね90人前後、亡くなる方が200人を超すという、二百二、三十人に年によっては到達をするわけではありますが、もうそういった傾向も同じような形でありまして、こういった問題に対しても、出産適齢層を取り巻く労働構造あるいは育児環境、ひいては経済環境が大きく影響しておるわけでありまして、その改善が大きな政治課題となっているわけではありますが、昨今の株高円安傾向は、なかなか一般国民底辺、我々所得層によい影響が出ていないということで、賃金が間違いなく上がってくれば、多少緩和されるわけではありますが、そういう意味ではなかなか厳しい状況であるということから、そういった問題に対してもいい影響ではないということが言われておりまして、そういう意味では早期のアベノミクスの完結に期待をいたしたいところでもあります。期待をしたいと言って、もう2年を、3年近くたつわけではありますが、完結に期待をしたいところでもあります。

また、現在開催中の国会では、集団的自衛権についての議論がかみ合わず、国民の理解が進むとは思えません。憲法学者の賛成、反対、賛否を見れば、憲法違反はほぼ明白とは思えますが、逆に憲法に合わせていくことで、現在のグローバルな社会の一員としての日本を多面的な要因から守り抜くことができるのか考えると、このままでよいとも言えないところでもありまして、まことに難しい問題であります。この問題に関して、委員会で集中審議がなされておるわけではありますが、与党のスタンスにつきまして、もっと正面からわかりやすい答弁のもと、積極的に国民に説明すべきであり、数の論理で押し切れるという怠慢を感じるのには私だけではないと思っておりますし、首相のややもすると強権的な政治姿勢に7割方の国民が不安を抱いているとのマスコミの調査結果も現実に近いものであるというふうと考えております。

また、日本年金機構は一体どうなっているのでしょうか。消えた年金の責任も総括もうやむやの中、また新たに125万件もの個人情報流出が再度判明したわけではありますが、サイバー攻撃による流出を避けるための個人情報を含むデータには、最低限パスワードの設定が必須条件であるにもかかわらず、ほとんど守られていなかったという基礎的管理ミスが明らかになっており、初歩的なミスを繰り返す機構の体質が問題でありまして、国会の働きを注視したいところでもあります。

平成28年1月から開始をされますマイナンバー制度についても大きな利便性あるいは合理性という長所がある反面、その多くが個人情報であり、守秘義務を伴うものに対しての事故、サイバー攻撃等に対するセキュリティの難しさが短所だというふうに言われておりますだけに、関連省庁の真剣な対応を求めたいと思っております。既に先行している米国、アメリカでは、小売業をターゲットにクレジットカード番号のメールアドレス等1億7,000万件の搾取被害や金融、医療、保健、納税、業務評価保証番号等々、いろんな搾取被害が出ておるようでありまして、直近ではついこの間、5月下旬に1万3,000件、47億円の税金還付詐欺みたいな搾取犯罪も発生しているようでありまして、間違った、あるいは盗まれたでは済まない大きな問題となる

可能性を指摘され続けているマイナンバー制度だけに、セキュリティに対する制度の完全化を確認した上でぜひ実施すべきであるというふうに考えております。

町関係であります。さきの5月29日、新庁舎建設設計業務プロポーザルが開催されました。庁舎建設委員会を代表する5人の委員により、4社の技術提案を各20分受け、それぞれ30分の質問時間を通して審査をいただきました。その結果、5名立ち会いのもと、審査長から最優秀、次点者、最優秀、第2位、次点者の報告を受け、総合得点1位の日総建さんを設計業者とすることが妥当である旨決定し、通知承諾の手続に入っているところであります。予定地の収用計画もほぼ完了し、設計業者も決定させていただき、いよいよ上物建築の第一歩がスタートいたしましたわけであり。これから一般の町民を代表される建設委員さんを中心に、役場事務局も含め検討委員会の答申に沿う形で一つ一つ留意しながら、議論しながら、留意点をまとめてまいりたいというふうに思っておりまして、今後も議員さんにも建設委員さんになっていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そういう形で梅雨に入っておりますが、6月7日、ついおとといですか、ニュータウン企業用地、イートアンド社南のいずみの公園多目的広場にて、消防署、消防団、そして土木事務所共催のもと、水防工法講習会が開催されました。冒頭で述べさせていただきました自然災害要因もさることながら、当町におきましては、特に風水害の心配が最も大きいことから、毎年組合内各市町持ち回りで、ちょうどこの時期、こういった訓練を行っておるわけでありまして、おとといはおおむね190名の参加で水防工法各種の実践習得に努めていただきました。これからの台風あるいは集中豪雨に備え、ともに町も含めて取り組んでいきたいと思っております。

今、明けますと、7月に入り、法定防災訓練、あわせて避難訓練も予定されております。8月1日には、恒例の板倉まつりが4年ぶりにニュータウン駅前ロータリーでの開催となっておりますし、また8月20日、何回も申し上げておりますが、板中校庭でNHKのラジオ体操会の収録ということも決定いたしております。町民スポーツフェスティバル、消防ポンプ操法大会あるいは県知事選と、その前にスケジュールが入っております。

何かとご多忙の中ではございますが、そういった一連の事業の前段で、今日からの議会であります。一般質問5名の通告もあるようでございますが、まずは上程させていただきました議案第34号から第39号まで慎重にご審議いただきまして、可決決定いただきますよう心からお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

○諸般の報告

○議長（青木秀夫君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の報告4件、条例の一部改正1件、水道企業団の設立1件、町道廃止議案1件、補正予算議案3件であります。また、議員発議案件については、特別委員会の設置案件

3件であります。さらに、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、陳情1件が提出されております。また、議員配付のみで陳情1件が提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（青木秀夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 本間 清 君

4番 亀井 伝吉 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（青木秀夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、黒野一郎君。

[議会運営委員長（黒野一郎君）登壇]

○議会運営委員長（黒野一郎君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、5月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日6月9日から17日までの9日間です。

会期の日程ですが、初日の本日は、提出者からの報告第1号から報告第4号について一括報告を行います。続いて、議案第34号から議案第36号までを提出者から議案説明の後、議案ごとに審議決定します。続いて、補正予算関係の議案第37号から議案第39号について、本日の本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査します。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。次に、発議第1号から発議第3号までの特別委員会の設置について審議決定をします。さらに、陳情第3号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の10日は、5人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第3日目の11日は、休会とします。

第4日目の12日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第7日目の15日は、産業建設生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第8日目の16日は、休会とします。

最終日の17日は、付託された案件について、所管の委員長報告を受けた後、審議決定いたします。

さらに、議員派遣の件と閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。
以上で報告を終わります。

○議長（青木秀夫君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から17日までの9日間と決定いたしました。

○報告第1号 平成26年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

報告第2号 平成26年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告
について

報告第3号 平成26年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

報告第4号 平成27年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○議長（青木秀夫君） 日程第3、報告第1号 平成26年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてから日程第6、報告第4号 平成27年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてまでの4議案を一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、報告第1号から4号までの報告であります。一括してご説明をさせていただきます。

初めに、報告第1号 平成26年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項により報告するものでございます。

繰り越しいたしました事業については、庁舎建設事業を含む13事業であり、翌年度への繰越額の総額は2億7,188万2,000円でございます。この財源内訳といたしましては、国県支出金1億4,403万2,000円、地方債1,150万円、一般財源1億1,635万円でございます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

次に、報告第2号 平成26年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により予算の繰り越しをさせていただきましたので、同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画を議会に報告するものであります。

報告といたしましては、本繰り越しにつきましては、配水管布設工事2件、消火栓設置工事3件の合計5つの工事に関するものでございます。

初めに、岩田地区の町道1163号線及び町道1243号線の2件の布設工事につきましては、事業年度末に受けた給水申し込み内容が道路内に複数の給水管が縦断する計画であり、今後の維持管理に支障を来すことから、

配水管、これは（本管）であります、を布設することとし、影響分については原因者の費用負担により工事を繰り越しし、実施するものでございます。

次に、除川地区町道1－4号線、大高嶋地区県道麦倉一川俣停車場線、板倉地区町道3103号線の3件の消火栓設置工事につきましては、館林地区消防組合からの設置依頼により、工事を実施するものであります、国の河川管理者及び県の道路管理者との協議に期間を要し、本年度末に協議が調ったため、工事を繰り越しし、実施するものであります。

以上の繰り越しをしました5件の工事の予算額につきましては、合計で627万6,000円で、繰り越ししました予算額の財源には、損益勘定留保資金を補填財源として使用する予定でございます。

以上で2号の報告を終わります。

次に、報告第3号 平成26年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成26年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。

なお、本件につきましては、町の監査委員から、決算について適正に処理されている旨の報告をいただいております。

以上が報告第3号であります。

次に、報告第4号 平成27年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご説明申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資をしている板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法第243条の3の第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成27年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

以上、報告第1号から4号まで一括してご説明申し上げましたが、ご了解をいただきますようお願い申し上げます。

これに関連しての課長の説明はございません。

○議長（青木秀夫君） 以上で報告第1号から報告第4号を終わります。

○議案第34号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第7、議案第34号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第34号であります。板倉町介護保険条例の一部改正についてでございます。

本案につきましては、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る介護保険法の改正により、平成27年4月から消費税率引き上げによる公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえて、平成27年4月10日に介護保険料軽減対象者及び軽減幅を定める政令が公布・施行されたこ

とに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容は、介護保険第1号被保険者で所得階層が第1段階に該当する方の平成27年度から平成28年度までの保険料を、現在の基準年額掛ける0.5の2万8,200円から、新たに政令で定めた基準額の0.05を超えない範囲でさらに軽減を行い、2万5,400円とするものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。第1段階層の値下げの問題で、負担額の減額の問題であります。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第34号 板倉町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど町長の提案理由で申し上げましたが、今回の条例改正につきましては、消費税率引き上げによる財源を投入し、平成27年度から28年度まで低所得の65歳以上の介護保険第1号被保険者の方の保険料軽減を行うということとされたことに伴います町介護保険条例の一部改正でございます。

議案書の中ほどに書いてございますが、第2条に次の1項を加えるという改正内容でございます。本町の介護保険料につきましては、介護保険条例第2条におきまして、被保険者の所得に応じて第5段階、年額5万6,400円となりますが、この5万6,400円を基準といたしまして、9段階の所得保険料を定めております。第1号として、第1段階として、基準額5万6,400円の0.5の金額となります2万8,200円、第2号といたしまして、第2段階、基準額5万6,400円の0.75の金額でございます。4万2,300円、第3号で第3段階、こちらも同様の基準額5万6,400円の0.75の4万2,300円、第4号で第4段階といたしまして、基準額5万6,400円の0.9の5万700円、第5号といたしまして、第5段階が基準額5万6,400円となります。第6号といたしまして、第6段階の基準額5万6,400円の1.2の6万7,600円でございます。第7号といたしまして、第7段階の基準額5万6,400円の1.3の7万3,300円でございます。第8号といたしまして、第8段階、基準額5万6,400円の1.5の8万4,600円でございます。最後、第9号といたしまして、第9段階、基準額の1.7の9万5,800円、こういった形で2万8,200円から9万5,800円までの9つの段階の保険料を定めております。

今回最も所得が低い第1段階に該当される方の保険料2万8,200円につきまして、消費税率引き上げによる財源を投入いたしまして、平成27年度から28年度まで基準額5万6,400円の0.05を超えない範囲で減額をされたため、議案書中ほどにございますが、第2項といたしまして、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万5,400円とするという規定を設けて、減額のほうを軽減を行うというものでございます。

本条例の施行日でございますが、附則に規定しておりますとおり、公布日から施行ということで、27年度以降の年度の分の保険料から適用させていただくものでございます。ちなみに、本町の対象人数でございますが、今年度から始まりました向こう3年間の第6期介護保険事業計画の中での算定人数で申し上げますと、平成27年度が541人、該当される方です。平成28年度が552人と見込んでおります。この保険料の減額分につきましては、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担するということとなっております。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。
これより議案第34号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。
よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議案第35号 群馬東部水道企業団の設立について

○議長（青木秀夫君） 日程第8、議案第35号 群馬東部水道企業団の設立についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第35号であります。群馬東部水道企業団の設立についてということでもあります。

本案につきましては、構成団体である太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の水道事業を統合し、水道事業の経営に関する事務を共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により、関係市町との協議によって規約を定め、群馬東部水道企業団を設立することについて関係市町と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

以上申し上げまして、このものそのものでございますので、課長の改めた説明はございませんが、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。
これより議案第35号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号 町道路線の廃止について

○議長（青木秀夫君） 日程第9、議案第36号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第36号であります。町道路線の廃止ということでございます。

本案につきましては、富士食品工業株式会社の農産物食品加工工場等の開発に伴い、町道路線の廃止についてお願いするものでございます。

具体的には、既存の本社工場の東側に農産物食品加工工場、西側にはコンテナ洗浄工場を建設し、3つの工場の一体利用を図るため、本社工場の西側にあります町道路線の廃止につきまして協議があり、現状を慎重に審査した結果、廃止をしても支障がないと認められることから、町道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線名につきましては、町道6207号線、延長104.6メートル、幅員4メートルでございます。

課長の説明はございませんが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○7番（今村好市君） 廃止路線についてはただいま提案理由の説明のとおりであると思っておりますので、問題ないと思うのですが、この関係につきまして、議員協議会において底地の問題について多少議論されたことがあると思っておりますが、その件についてもう一度確認させていただきます。底地については、公衆用道路として登記はされていなくて、個人の所有として登記されているので、町道路線の廃止、認定、議会で議決された後、直ちにその底地の地権者に戻すと、当然戻っているのですが、道路ではなくなりますので、自由に個人が使えるという土地になるのかどうかということを1点お伺いいたします。

それと、通常のこういう事案の場合、道路認定を廃止をして、底地も公衆用道路の場合、町はその関係者に対して要望があれば、有償で払い下げをするのかどうか、無償でやるのか。

それと、有償で払い下げをする場合、町の町道の買収単価と払い下げの単価の比較はどういう形で決定をするのか。

その2点、とりあえず質問いたします。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 今回の町道路線の廃止についてでございますけれども、まず底地が個人の土地というようなことで、それが地権者に戻るのかということでございますけれども、この廃止した段階で

当然土地については個人の土地でございますので、それは地権者の方に戻るといようなことになるかと思
います。

それから、認定、廃止で要望があればするのか、またその単価についてはどうなのかといようなことで
ございますけれども、まず個人の方からの要請があれば協議はしていただくような形になります。ただ、そ
れはいろんな周りの関係があります。その個人の方だけの関係ではなくて、隣接する方、そういった方も当
然かかわってきますので、最終的にはそういった隣接の方の同意、そういったものをいただければ、町もそ
れを審査しまして、問題がなければ廃止といような手続にはなろうかと思います。土地につきましては、
もともとが個人の土地であるといことでございますので、それについてはお金を有償でといような形に
はならないかと思います。よろしいでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 今村好市君。

○7番（今村好市君） 今回の場合については、底地が当然個人所有ですから、そのまま個人に戻るとい
うことなのでしょうけれども、ほかの例えば町道路線、この路線についてはもう関係者も全く必要ないだろう
とい路線が町内には調査をすると出てくる可能性があると思うのです。しかし、底地が公衆用道路で登記
されているとい場合については、その関係者に対していわゆる払い下げをする場合、払い下げの単価等、
町が町道を今度は拡幅整備するときに、買収単価がありますよね。一部この間、水郷公園のところの町道の
払い下げの単価が非常に高く、町が買収している単価よりは10倍ぐらい高かったのかなという気がするの
ですが、その辺は買収単価の決め方と払い下げの単価の決め方がおのずから違っているかなと思うのです
が、町民からすると、同じ町道を買収するときには安い単価、利便性を増すからといことなのでしょう
けれども、払い下げをする場合は、個人の利益が伴うから高くなりますよという感覚なのでしょうけれど
も、その辺の今後の対応の仕方といましようか、その辺ちょっとある程度町民が納得できるような理論づ
けできちんとやはり払い下げの場合も検討しておいたほうがいいのかなと。以前国有地、いわゆる赤線、
青線と言われている国有財産が整理をされて、市町村に払い下げをされた時期がありましたよね。これは
国対市町村ですから、同じ公共機関でありますので、場合によっては無償で払い下げを受けている
場合があると思うのですが、対公のところと個人とい場合においては、今後どうい基本的な考え方
を持っているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 公有地の払い下げ、今回の質問に関します町道の払い下げに関しま
しては、そのケース、ケースで若干考え方が違うかと思います。その近傍の宅地を参考にして評価し、
買収単価を決定する方法と、その町道がどういった状況で町の所有になったか、もしくはどうい
った状況にあるかによりまして、若干その単価を決定する際には考慮すべきだといふうに考
えておりますので、その事案ごとにきちんとした内容を検討し、単価は決定すべきといふうに
考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 今村好市君。

○7番（今村好市君） 払い下げ単価は近傍類似を基本としているといこと
の理解でよろしいでしょうか。その辺もう一度確認ですが。

それと、この間、都市建設課長の話ですと、町内には底地が個人所有の公衆用道路、
道路認定されている

道路が結構あるという話がありました。それを今後どういうふうな形で整理をし、解決をしていくのか、なかなか大変だと思いますけれども、手をつけてやっていかななくてはならないのかなど。その中で底地が一番最初に恐らく道路認定をされたのが昭和の初期なのか、明治なのかよくわかりませんが、そのときからもう底地が個人所有という部分と、その後町が用地買収をして、道路整備、拡幅整備をすることによって、分筆をして登記をするのですが、その登記をするときに何らかの形で登記が未登記のまま残ってしまったと、登記簿上は個人所有が残っていると、そういう道路については登記簿上、公衆用道路と個人所有の土地が混在している道路が結構あるのかなと思うのですが、その辺の今後の対応について伺いたいということと。

固定資産税を個人の所有の部分については、当然公衆用道路として使っておりますので、固定資産税については、免税できちんと、免税されているのだと思うのですが、その辺、町全体としてもう一度きちんと確認、整理をしておかないと、道路で使っている土地に対して、町が固定資産税をかけていると、やはりこれは問題が生じますので、この辺の精査については都市建設課だけではなくて、課税を担当する課もあるのでしょうから、その辺の調整でどのような課税状況になっているのかお願いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） まず、質問の1点目でございますけれども、払い下げの単価の関係でございますけれども、基本的には近傍の評価を参考にし、単価を設定するという事で考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 町道の認定されているところの道路の整備に対しまして、底地が個人の土地ということで、今までの道路整備では、買収をして何らかの形で個人の土地が残ったということにつきましては、未登記というような案件で処理をしてございます。先ほど言われた町道の中で、まだ何件も認定されているけれども、個人の土地があるのではないかという、そういうそっちの関係につきましては調査はしてある段階で、それをどうするかということについては、まだまずは未登記の案件を整理してからかなというふうには考えております。

それと、課税の問題でございますけれども、町道として買収して、まだ未登記として残っているところについては、当然これは非課税の状態でございます。先ほど言われた認定はしてあるけれども、町道の買収に絡まない、認定した時点で底地が個人の土地ということに関しましては、当然土地が何平米というような確定がされておりませんので、税に関しては今のその土地の固定資産税の状態、土地の所有者の状態での課税であるというようなことになろうかと思っております。ですから、課税をする側としても、多分面積がしっかり固定をされていないと、税のほうもちゃんとしたしっかりとした課税はできないのかなというふうには思っておりますけれども、その辺課税する側の考え方でありまして、都市建設課としますと、当初認定をした時点で底地が個人の方に関しましては、整理をされていないというような状況でございます。

○議長（青木秀夫君） 今村好市君。

○7番（今村好市君） 後から町が買収をして、分筆をして、何らかの形で未登記というものについては、面積だとか、そういうものが確定ができますから非課税と、最初から道路として底地が個人所有のものについては、課税をされてしまっているということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 税のほうで現段階で把握しているところにつきましては、航空写真等を使いまして、大体の幅員を出しまして、2メートルなりの道路があれば、その部分を地図上で分筆しまして、非課税扱いにしているところがあります。

○議長（青木秀夫君） 今村好市君。

○7番（今村好市君） 所有者は2代も3代も前の人から自分の土地が道路になっていますよというのはきちんと恐らく各世帯においても引き継がれていない家庭も多いのではないのかと、知らず知らずのうちに道路になっているので、登記については相続とか何とかで一括してやりますから、分筆されていないですから、そのまま相続は受けていってしまうのですけれども、ではそのある番地の一部分、10平米なり20平米が公衆用道路になっていて、この部分についても課税されているよというのは、個人の立場からすれば、なかなかわからないというのが現実にあるのだと思うのです。今、課長が言ったように、航空写真で部分的な、恐らく全部ではないと思うのですけれども、部分的に公図と合わせて図面上で分筆をして、ある番地の何平米については公衆用道路ですから課税はしませんよというような形をとっているのだと思うのですが、それがもうちょっとやはりきちんとした調査を今回進めていくべきかなと、こういう事案が出てきたのをきっかけに大変な作業なのかもしれませんけれども、進めるべきかなというふうに思うのですが、どうなのでしょう。担当課だけではなかなか方向が出ないとすれば、町長、その辺の考え方についてはどう考えているのか。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 結構この問題につきましては、今村議員指摘のように、さまざまなケースが、さまざまと言っても、四、五通りの、4通り、5通りのケースがあるように感じます。この前、ちょっとしたこの関連で、24区などにもという話も出ましたが、正直登記上は道がないところに私道が通っていますよね。その私道があれば、税務課、税務上としては道つきとして課税をします。でも、土地を売る場合には道路がついていないと、例えば母屋も建たないという、この間何か土地も売れないに近い状況だろうというようなこともありますし、あとは最初から云々の問題もあったでしょうし、また最近、恐らく10年か15年前にその航空写真で映っていた公道であれ、私道であれ、それをみんな町道と認定したというような、何でそんなことしてしまったのかわかりませんが、そんな経緯もあって、前に相当数の筆があるというような、そんなお答えをした経緯もあったかと思っております。

いずれにしても、いいかげんにしておくわけにはいかないということも事実ですし、また先ほど税務課長が言われましたように、一応航空写真で見られるところは、そこはいわゆる私道であっても、課税をしないような配慮もしているということでもありますから、さらにその部分からちょっと進めさせまして、できるだけ議員ご指摘のような形に一步でも近づけるように当然努力をすべきだろうというふうに思っております。あるいはまた、例えば西小学校の裏の保育園の道路などは、3回か4回にわたって買収、拡幅がされている経緯が私もちょうど地権者で担当しましたので、そうするとその中の一部が第1回目の拡幅のときのが、ほんの何十センチとかという幅で非常に長い幅が未登記とか、その時点でそういったものも発覚された経緯もありまして、きっと役場の中を徹底的に調べると、相当そういう過誤の間違いも含め、あるいは担当者の責

務不履行みたいな形で言うべきかどうかわかりませんが、いろんな思いもよらぬ案件も潜在をしているというような感じもいたしまして、できるだけそういったものについて、きっと莫大な労力と、費用対効果ということを見ると、1筆1筆が全部登録の登記の対象になりますから、でも公共でやる場合には、そういった費用の面もどうなるか、私はプロではありませんからわかりませんが、いろいろご指摘のとおり、少しでも前進をさせたいというふうに考えます。よろしくご指導をお願いします。

○議長（青木秀夫君） 今村好市君。

○7番（今村好市君） ぜひ大変なことは十分承知をしておりますけれども、やはり誰かが手をつけていかないと、なかなかこういう問題は先に進んでいきません。非常に地道な仕事なものですから、大変は大変なのでしょうけれども、ぜひその辺問題視される、余り大きな問題にならないうちに、ぜひ町としてもしっかりと対応を進めていくことがいいのかなというふうに思います。

その中で、前にも何回か提案させていただいたのですが、もう道路整備、町道の整備もほぼ要望路線も少なくなってきている状況もありますので、こういうことも含めて道路整備もしくはその道路の維持管理に関する専門家も入れた検討委員会をしっかりとつって、議論をした上で進めていくことがやはり町としてもいいのかなと思うのです。

町長、前から国土調査の話は何回か一般質問でもしたのですが、費用対効果の問題、あとは寝た子を起こすような問題、さまざまな問題があるので、なかなか手がかからないと。どこの市町村もそうなのですけども、やはり部分的に市街化区域、非常に課税もきちんとして、本来しっかりとすべきところを手始めとして、場合によっては部分的に国土調査も入れていったらどうなのか。そういうものも総合的に検討する専門家集団みたいなものをつくって議論していったほうが先に進むのかなというふうに思いますので、その辺提案させていただきたいと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 答弁要らないですか。

○7番（今村好市君） いいです。

○議長（青木秀夫君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（青木秀夫君） 日程第10、議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第12、議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、引き続き議案第37号から、ただいま議長の指導にあったように、39号までを一括してご説明をさせていただきたいと思えます。

初めに、議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてということでご説明申し上げます。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,812万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億7,812万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に790万9,000円、県支出金に37万6,000円、寄附金に29万9,000円、繰越金に1,529万6,000円、諸収入に424万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に1,428万3,000円、民生費に275万4,000円、農林水産業費に735万1,000円、土木費に129万円、衛生費に633万円をそれぞれ追加し、衛生費を291万円、商工費を97万円減額するものであります。

以上、平成27年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。

次に、議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでご説明申し上げます。本案につきましては、条例改正を議決いただきました保険料軽減に関する補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額には増減はございません。

歳入につきましては、繰入金に150万4,000円を追加し、保険料から150万4,000円、同額を減額するものでございます。

以上、平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

次に、議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。本案につきましては、「ごみ処理広域化関連のリサイクルセンター建設工事に伴う給水管布設の受託工事に関すること」、「人事異動に伴う人件費の増額に関すること」、「広域関連負担金の減額に関すること」の3つに関するものでございます。

まず、予算第3条につきましては、水道事業収益の既決予定額3億5,427万4,000円に500万円を追加、水道事業費用の既決予定額3億4,621万9,000円に183万3,000円を追加補正するものであります。

その内容といたしましては、1つ目に、受託工事収益及び受託工事費にそれぞれ500万円を追加補正するものでございますが、これは館林衛生施設組合の費用負担と委託依頼を受けて水道事業が実施するものでございます。2つ目に、人件費に309万円を追加補正、3つ目に、広域関連の負担金から625万7,000円を減額補正をするものであります。

最後に、予算第4条につきましては、資本的支出の既決予定額2億669万円に人件費1万円を追加補正す

るものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。本案につきましては、人件費の増額、広域関連負担金の減額の2つに関するものであります。

まず、予算第3条、水道事業費用の既決予定額3億4,621万9,000円に316万7,000円を減額補正するものでございますが、その内容といたしましては、人件費として309万円を追加、広域関連の負担金として625万7,000円を減額補正するものであります。

次に、予算第4条、資本的支出の既決予定額2億669万円に1万円を追加補正するものであります。

課長の説明は改めてございませんが、以上、議案第37号から39号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第37号から議案第39号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第39号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○発議第1号 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会の設置について

○議長（青木秀夫君） 日程第13、発議第1号 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。板倉ニュータウン事業の推進及び板倉ニュータウン内への企業誘致について審査、調査研究をしていくため、5人の委員で構成する板倉ニュータウン企業誘致特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

本案については、5人の委員で構成する板倉ニュータウン企業誘致特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

○発議第2号 板倉高校教育環境対策特別委員会の設置について

○議長（青木秀夫君） 日程第14、発議第2号 板倉高校教育環境対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。板倉高校の教育環境対策について審査、調査研究をしていくため、6人の委員で構成する板倉高校教育環境対策特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

本案については、6人の委員で構成する板倉高校教育環境対策特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

○発議第3号 議会広報特別委員会の設置について

○議長（青木秀夫君） 日程第15、発議第3号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会広報の発行に関する審査、調査研究をしていくため、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

本案については、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時30分から再開いたします。

休 憩 （午前10時12分）

再 開 （午前10時28分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

お諮りします。ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○陳情第3号 町道7104号線の現道整備について

○議長（青木秀夫君） 日程第16、陳情第3号 町道7104号線の現道整備については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

○散会の宣告

○議長（青木秀夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時30分）